

議 第 9 号

副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

本市副市長定数条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月16日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市副市長定数条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市副市長定数条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市副市長定数条例（平成19年3月22日条例第4号）

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>2人以内</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>1人</u> とする。